

那智勝浦町立温泉病院助産師看護師修学資金貸与要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、那智勝浦町立温泉病院（以下「病院」という。）の助産師看護師の充実を図るため、保健師助産師看護師法第20条、第21条の規定に基づく学校（以下「養成学校」という。）に在学する者に対し、修学資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 前条の養成学校に入学を希望する学生、又は在学する学生のうち、資格取得後当病院へ就業を希望する者。

(貸 与 等)

第3条 修学資金は、貸与決定の際に定める月から、在学している養成学校を卒業する日の属する月まで貸与するものとする。

2. 貸与する修学資金の額は、月額50,000円とする。
3. 修学資金は、無利子で貸与するものとする。
4. 貸与人員、若干名とする。

(申請手続)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（第1号様式）に履歴書、在学証明書を添え町長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 町長は、修学資金の貸与の申請があったときは、病院長の意見を徴して、その可否を決定し、別紙（第2号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(保 証 人)

第6条 修学資金の貸与を受ける者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2. 修学資金の貸与を受ける者が未成年者である場合には、前項の保証人のうち1人は、その者の親権者または後見人でなければならない。
3. 第1項の連帯保証人は、修学資金を受けた者と連帯して修学資金にかかる債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第7条 町長は修学資金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月から、その貸与を取消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 品行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) その他町長が不相当と認めたとき。

(貸与の停止)

第8条 修学資金の貸与を受けている者が、休学し、または停学の処分を受けたときは、その期間にかかる修学資金の貸与を停止する。

(借用証書)

第9条 修学資金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の貸与を受けた金額について、借用証書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該養成学校を卒業したとき。
- (2) 第7条の規定により修学資金の貸与を取消されたとき。

(修学資金の返還)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する事実が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に全額を返還しなければならない。

- (1) 第7条の規定により、修学資金の貸与を取消されたとき。
- (2) 養成学校を卒業後、町立温泉病院の職員採用試験を受けなかったとき、若しくは、採用試験に合格しなかったとき、又は採用試験に合格するも直ちにその業務に従事しなかったとき。

ただし特別の事情ある場合は、1年延長を認めることができる。

- (3) 養成学校卒業後、1年以内に助産師の免許を取得しなかったとき。
- (4) 養成学校卒業後、1年以内に看護師の免許を取得しなかったとき。
- (5) 養成学校卒業後、病院において引続き修学資金の貸与された期間以内に転職したとき。

2. 前項に定めた日までに修学資金を返還しなかったときは、その期日の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、返還すべき全額に年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の免除)

第11条 町長は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還を免除することができる。

- (1) 養成学校卒業後、1年以内に助産師の免許を取得し、病院において引続き修学資金の貸与された期間以上従事したとき。
- (2) 養成学校卒業後、1年以内に看護師の免許を取得し、病院において引続き修学資金の貸与された期間以上従事したとき。
- (3) 前号に規定する業務期間中において、死亡または業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 前条における返還に当って、やむを得ない理由で返還ができない場合、免除額はその都度町長が決定する。

(免除の申請)

第12条 前条の規定による免除の申請を受けようとする者は、修学資金返還免除申

請（第4号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2. 前項の申請書を受理したときは、病院長の意見を徴し、その可否を申請者に通知する。

（届 出）

第13条 修学資金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を町長に各様式により届出なければならない。

（1）本人又は保証人の氏名又は住所を変更したとき。（第5号様式）

（2）休学又は復学したとき。（第6号様式）

（3）修学に耐えない程度の故障が生じたとき。（第6号様式）

（4）停学、退学その他の処分を受けたとき。（第6号様式）

（5）助産師の免許を取得し助産業務に従事したとき。（第7号様式）

（6）看護師の免許を取得し看護業務に従事したとき。（第7号様式）

（そ の 他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1. この要綱は昭和63年8月1日から施行する。

2. 那智勝浦町立温泉病院看護師修学資金貸与要綱（昭和61年3月1日要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

(第1号様式)

修学資金貸与申請書

平成 年 月 日

那智勝浦町長 殿

申請者 (本人)

住所

氏名

印

生年月日

那智勝浦町立温泉病院助産師看護師修学資金貸与要綱に基づき、修学資金の貸与を受けたいので申請します。

記

養成 学校	名 称	
	所在地	
	修学期間	
	修学の種別	助産師 看護師

上記の者が、貸与を受ける修学資金について、本人と連帯して債務を負担し、その履行について責任を負います。

平成 年 月 日

連帯保証人 住所

(親権者) 氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

◎ 添付書類

履歴書、在学証明書、成績証明書 各1通

(第2号様式)

平成 年 月 日

殿

那智勝浦町長

修学資金貸与決定通知書

平成 年 月 日付にて申請のあった修学資金貸与申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 修学の種別
助産師 看護師
2. 修学資金貸与の適否
貸与する
貸与しない
3. 修学資金貸与の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日迄
4. 修学資金貸与の額
月額 50,000 円

(第3号様式)

修学資金借用証書

借用金額	百	十	万	千	百	十	円

修学資金として、上記金額の貸与を受けましたので、那智勝浦町立温泉病院助産師
看護師修学資金貸与要綱第9条の規定に基づき、この証書を提出します。

平成 年 月 日

那 智 勝 浦 町 長 殿

本人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

(第4号様式)

修学資金返還免除申請書

平成 年 月 日

那智勝浦町長殿

申請者 住所

氏名

印

下記のとおり修学資金の返還免除を受けたいので、那智勝浦町立温泉病院助産師看護師修学資金貸与要綱第12条の規定に基づき申請いたします。

記

貸与を受けた者の氏名

修学の種別

助産師

看護師

修学資金の額

免除の金額

免除の理由

備考

(第5号様式)

保証人変更届

平成 年 月 日

那智勝浦町長 殿

本人 住 所

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、那智勝浦町立温泉病院助産師看護師修学資金貸与要綱第13条の規定によりお届けいたします。

記

保証人 住 所

氏 名

印

続 柄

旧保証人住 所

氏 名

印

(第6号様式)

休学、復学、停学、退学届

平成 年 月 日

那 智 勝 浦 町 長 殿

本人 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日 休学、復学、退学した
停学、退学処分を受けた ので、那智勝浦町立温泉病院助
産師看護師修学資金貸与要綱第13条の規定によりお届けいたします。

(第7号様式)

就 業 届

平成 年 月 日

那 智 勝 浦 町 長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日 を卒業し
平成 年 月 日から に就業したので那智勝浦町立温泉病院
助産師看護師修学資金貸与要綱第13条の規定により、お届けいたします。

記

添付書類

免許証の写 1通